

障 発 0 3 3 1 第 9 号  
令 和 3 年 3 月 3 1 日

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長  
(公印省略)

「介護給付費等の支給決定等について」等の一部改正について

障害保健福祉行政の推進につきまして、平素より格別のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、「介護給付費等の支給決定等について」（平成19年3月23日障発第0323002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）及び「障害児通所給付費等の通所給付決定等について」（平成24年3月30日障発0330第14号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）を別紙のとおり改正し、令和3年4月1日から適用しますので、御了知の上、貴管内市町村等に対し、その周知徹底を図っていただく等、特段のご配慮をお願いします。

#### 記

- 1 「介護給付費等の支給決定等について」（平成19年3月23日障発第0323002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の一部改正について  
別紙1のとおり改正する。
- 2 「障害児通所給付費等の通所給付決定等について」（平成24年3月30日障発0330第14号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の一部改正について  
別紙2のとおり改正する。

(別紙1)

新旧対照表

○「介護給付費等の支給決定等について」(平成19年3月23日障発第0323002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)(抄)

改正後	現行
障発第0323002号	障発第0323002号
平成19年3月23日	平成19年3月23日
一部改正	一部改正
障発第0330014号	障発第0330014号
平成19年3月30日	平成19年3月30日
障発第0331025号	障発第0331025号
平成20年3月31日	平成20年3月31日
障発第0401008号	障発第0401008号
平成21年4月1日	平成21年4月1日
障発1210第5号	障発1210第5号
平成22年12月10日	平成22年12月10日
障発0928第1号	障発0928第1号
平成23年9月28日	平成23年9月28日
障発0330第30号	障発0330第30号
平成24年3月30日	平成24年3月30日
障発0329第15号	障発0329第15号
平成25年3月29日	平成25年3月29日
障発0331第27号	障発0331第27号
平成26年3月31日	平成26年3月31日
障発0220第9号	障発0220第9号

平成27年2月20日  
障発0331第19号  
平成27年3月31日  
障発0329第27号  
平成30年3月29日  
障発0304第1号  
平成31年3月4日  
最終改正障発0331第9号  
令和3年3月31日

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長

介護給付費等の支給決定等について

標記については、障害者自立支援法（平成17年法律第123号。平成25年4月から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律。以下「法」という。）及びこれに基づく関係法令等によって規定しているところであるが、この実施に伴う取扱いを下記のとおり定め、平成18年10月1日より適用することとしたので、御了知の上、貴管内市町村、関係機関等に周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。

平成27年2月20日  
障発0331第19号  
平成27年3月31日  
障発0329第27号  
平成30年3月29日  
最終改正障発0304第1号  
平成31年3月4日

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長

介護給付費等の支給決定等について

標記については、障害者自立支援法（平成17年法律第123号。平成25年4月から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律。以下「法」という。）及びこれに基づく関係法令等によって規定しているところであるが、この実施に伴う取扱いを下記のとおり定め、平成18年10月1日より適用することとしたので、御了知の上、貴管内市町村、関係機関等に周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。

また、平成 15 年 3 月 28 日付け障発第 0328020 号当職通知「支援費支給決定について」、平成 15 年 6 月 6 日付け障発第 0606001 号当職通知「児童デイサービスに係る居宅生活支援費の支給等の対象となる児童について」及び平成 15 年 6 月 6 日付け障発第 0606002 号当職通知「児童福祉法第 21 条の 25 第 1 項に規定するやむを得ない事由による措置により児童デイサービスを提供する場合の留意事項について」は平成 18 年 9 月 30 日限り廃止する。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

#### 記

第一～第二 （略）

#### 第三 障害児に係る支給決定の方法

障害児については、発達途上にあり時間の経過と共に障害の状態が変化すること、乳児期については通常必要となる育児上のケアとの区別が必要なこと等検討課題が多く、現段階では直ちに使用可能な指標が存在しないことから、障害支援区分は設けないこととし、障害児の支給決定は、従前の取扱いを基本にしつつ、平成 18 年 10 月からの取扱いは次のとおりとする。

① 居宅介護又は短期入所の申請があった場合、障害の種類や程度の把握のために、5 領域 11 項目の調査（別表 1）を行った上で支給の要否及び支給量を決定する。また、NICU 等での集中治療を経て退院した直後の医療的ケア児（以下「NICU 等退院直後の医療的ケア児」という。）については、5 領域 11 項目の調査に加えて医療的ケアの判定スコアの調査（別表 2）における医師の判断を踏まえて支給の要否及び支給量を決定する。ただし、支給決定を行う保護者が判定スコアの調

また、平成 15 年 3 月 28 日付け障発第 0328020 号当職通知「支援費支給決定について」、平成 15 年 6 月 6 日付け障発第 0606001 号当職通知「児童デイサービスに係る居宅生活支援費の支給等の対象となる児童について」及び平成 15 年 6 月 6 日付け障発第 0606002 号当職通知「児童福祉法第 21 条の 25 第 1 項に規定するやむを得ない事由による措置により児童デイサービスを提供する場合の留意事項について」は平成 18 年 9 月 30 日限り廃止する。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

#### 記

第一～第二（略）

#### 第三 障害児に係る支給決定の方法

障害児については、発達途上にあり時間の経過と共に障害の状態が変化すること、乳児期については通常必要となる育児上のケアとの区別が必要なこと等検討課題が多く、現段階では直ちに使用可能な指標が存在しないことから、障害支援区分は設けないこととし、障害児の支給決定は、従前の取扱いを基本にしつつ、平成 18 年 10 月からの取扱いは次のとおりとする。

① 居宅介護又は短期入所の申請があった場合、障害の種類や程度の把握のために、5 領域 11 項目の調査（別表）を行った上で支給の要否及び支給量を決定する。

査を望まない場合は、これを省略できるものとする。

居宅介護のうち障害児に係る通院等介助（身体介護を伴う場合）の対象者については、5領域11項目の調査を行った上で、障害者に係る通院等介助（身体介護を伴う場合）の判断基準に準じ、日常生活において身体介護が必要な障害児であって、かつ、通院等介助のサービス提供時において、「歩行」「移乗」「移動」「排尿」「排便」について介助が必要と想定されるか否かによって、それぞれの実施主体が判断する。

なお、短期入所については、障害児に係る厚生労働大臣が定める区分（平成18年厚生労働省告示第572号）による障害児支援区分に基づき支給の要否を決定することとしているが、具体的な適用方法は次のとおりとする。

※障害児支援区分

【区分3】 別表1①～④の項目のうち「全介助」が3項目以上又は別表1⑤の項目のうち「ほぼ毎日（週5日以上）の支援や配慮等が必要」が1項目以上

【区分2】 別表1①～④の項目のうち「全介助」若しくは「一部介助」が3項目以上又は別表1⑤の項目のうち「週に1回以上の支援や配慮等が必要」が1項目以上

【区分1】 区分3又は区分2に該当しない児童で、別表1①～④の項目のうち「一部介助」又は「全介助」が1項目以上

②（略）

③ 重度障害者等包括支援の申請があった場合、認定調査の調査項目と同様の80項目の調査を行い、市町村審査会に重度障害者等包括支援の対象とすることが適当であるか否かの意見を聴取した上で支給の要否を決定する。また、NICU等退院直後の医療的ケア児については、前述の調査等に加えて医療的ケアの判定スコアの調査（別表2）における医師の判断を踏まえて支給の要否及び支給量を

居宅介護のうち障害児に係る通院等介助（身体介護を伴う場合）の対象者については、5領域11項目の調査を行った上で、障害者に係る通院等介助（身体介護を伴う場合）の判断基準に準じ、日常生活において身体介護が必要な障害児であって、かつ、通院等介助のサービス提供時において、「歩行」「移乗」「移動」「排尿」「排便」について介助が必要と想定されるか否かによって、それぞれの実施主体が判断する。

なお、短期入所については、障害児に係る厚生労働大臣が定める区分（平成18年厚生労働省告示第572号）による障害児支援区分に基づき支給の要否を決定することとしているが、具体的な適用方法は次のとおりとする。

※障害児支援区分

【区分3】 別表①～④の項目のうち「全介助」が3項目以上又は別表⑤の項目のうち「ほぼ毎日（週5日以上）の支援や配慮等が必要」が1項目以上

【区分2】 別表①～④の項目のうち「全介助」若しくは「一部介助」が3項目以上又は別表⑤の項目のうち「週に1回以上の支援や配慮等が必要」が1項目以上

【区分1】 区分3又は区分2に該当しない児童で、別表①～④の項目のうち「一部介助」又は「全介助」が1項目以上

②（略）

③ 重度障害者等包括支援の申請があった場合、認定調査の調査項目と同様の80項目の調査を行い、市町村審査会に重度障害者等包括支援の対象とすることが適当であるか否かの意見を聴取した上で支給の要否を決定する。

決定する。ただし、支給決定を行う保護者が判定スコアの調査を望まない場合は、これを省略できるものとする。

※ なお、麻痺等の有無の確認については、身体障害者手帳、医師の診断書又は聞き取り等により確認する。また、対象児童に該当するか否かの判断に当たっては、必ずしも身体障害者手帳及び療育手帳の交付を受けている必要はない。

④ (略)

別表1 障害児の調査項目 (5領域 1 1項目)

	項目	区分	判断基準
①	食事	・全介助	全面的に介助を要する。
		・一部介助	おかずを刻んでもらうなど一部介助を要する。
		・介助なし	
②	排せつ	・全介助	全面的に介助を要する。
		・一部介助	便器に座らせてもらうなど一部介助を要する。
		・介助なし	
③	入浴	・全介助	全面的に介助を要する。
		・一部介助	身体を洗ってもらうなど一部介助を要する。
		・介助なし	
④	移動	・全介助	全面的に介助を要する。
		・一部介助	手を貸してもらうなど一部介助を要する。
		・介助なし	

※ なお、麻痺等の有無の確認については、身体障害者手帳、医師の診断書又は聞き取り等により確認する。また、対象児童に該当するか否かの判断に当たっては、必ずしも身体障害者手帳及び療育手帳の交付を受けている必要はない。

④ (略)

別表 障害児の調査項目 (5領域 1 1項目)

	項目	区分	判断基準
①	食事	・全介助	全面的に介助を要する。
		・一部介助	おかずを刻んでもらうなど一部介助を要する。
②	排せつ	・全介助	全面的に介助を要する。
		・一部介助	便器に座らせてもらうなど一部介助を要する。
③	入浴	・全介助	全面的に介助を要する。
		・一部介助	身体を洗ってもらうなど一部介助を要する。
④	移動	・全介助	全面的に介助を要する。
		・一部介助	手を貸してもらうなど一部介助を要する。

⑤	行動障害および精神症状	(1)強いこだわり、多動、パニック等の不安定な行動や、危険の認識に欠ける行動。	・ ほぼ毎日 (週5日以上)の支援や配慮等が必要	調査日前の1週間に週5日以上現れている場合又は調査日前の1か月間に5日以上現れている週が2週以上ある場合。	⑤	行動障害および精神症状	・ ほぼ毎日 (週5日以上)の支援や配慮等が必要	調査日前の1週間に週5日以上現れている場合又は調査日前の1か月間に5日以上現れている週が2週以上ある場合。
		(2)睡眠障害や食事・排せつに係る不適応行動(多飲水や過飲水を含む)。						
		(3)自分を叩いたり傷つけたり他人を叩いたり蹴ったり、器物を壊したりする行為。	・ 週に1回以上の支援や配慮等が必要	調査日前の1か月間に毎週1回以上現れている場合又は調査日前の1か月間に2回以上現れている週が2週以上ある場合。			・ 週に1回以上の支援や配慮等が必要	調査日前の1か月間に毎週1回以上現れている場合又は調査日前の1か月間に2回以上現れている週が2週以上ある場合。 (1)強いこだわり、多動、パニック等の不安定な行動や、危険の認識に欠ける行動。 (2)睡眠障害や食事・排せつに係る不適応行動(多飲水や過飲水を含む)。 (3)自分を叩いたり傷つけたり他人を叩いたり蹴ったり、器物を壊した
		(4)気分が憂鬱で悲観的になったり、時には思考力が低下する。						
		(5)再三の手洗いや繰り返しの確認のため日常動作に時間がかかる。						
		(6)他者と交流することの不安や緊張、感覚の過敏さ等のため外出や集団参加ができない。また、自室に閉じこもって何もしないでい						

	る。		
	(7)学習障害のため、読み書きが困難。		

※通常の発達において必要とされる介助等は除く。

			りする行為。 (4)気分が憂鬱で悲観的になったり、時には思考力が低下する。 (5)再三の手洗いや繰り返しの確認のため日常動作に時間がかかる。 (6)他者と交流することの不安や緊張、感覚の過敏さ等のため外出や集団参加ができない。また、自室に閉じこもって何もしないでいる。 (7)学習障害のため、読み書きが困難
--	--	--	---

※通常の発達において必要とされる介助等は除く。

別表2 医療的ケアの判定スコアの調査

項目	細項目	基本スコア	見守りスコア		
			高	中	低
① 人工呼吸器（鼻マスク式補助換気法、ハイフローセラピー、間歇的陽圧		10	2	1	0

(新設)



吸入法、排痰補助装置及び高頻度胸壁振動装置を含む。)の管理				
② 気管切開の管理		8	2	0
③ 鼻咽頭エアウェイの管理		5	1	0
④ 酸素療法		8	1	0
⑤ 吸引（口鼻腔又は気管内吸引に限る。）		8	1	0
⑥ ネブライザーの管理		3	0	
⑦ 経管栄養	(1) 経鼻胃管、胃瘻、経鼻腸管、経胃瘻腸管、腸瘻又は食道瘻	8	2	0
	(2) 持続経管注入ポンプ使用	3	1	0
⑧ 中心静脈カテーテルの管理（中心静脈栄養、肺高血圧症治療薬、麻薬等）		8	2	0
⑨ 皮下注射	(1) 皮下注射（インスリン、麻薬等の注射を含む。）	5	1	0
	(2) 持続皮下注射ポンプの使用	3	1	0
⑩ 血糖測定（持続血糖測		3	1	0

定器による血糖測定を含む。)				
⑪ 継続的な透析（血液透析、腹膜透析等）		8	2	0
⑫ 導尿	(1) 間欠的導尿	5	0	
	(2) 持続的導尿（尿道留置カテーテル、膀胱瘻、腎瘻又は尿路ストーマ）	3	1	0
⑬ 排便管理	(1) 消化管ストーマの使用	5	1	0
	(2) 摘便又は洗腸	5	0	
	(3) 浣腸	3	0	
⑭ 痙攣時における座薬挿入、吸引、酸素投与又は迷走神経刺激装置の作動等の処置		3	2	0

(注)

「⑬ 排便管理」における「(3) 浣腸」は、市販のディスポーザブルグリセリン浣腸器（挿入部の長さがおおむね5センチメートル以上6センチメートル以下のものであって、グリセリンの濃度が50%程度であり、かつ、容量が、成人を対象とする場合にあってはおおむね40グラム以下、6歳以上12歳未満の小児を対象とする場合にあってはおおむね20グラム以下、1歳以上6歳未満の幼児を対象とする場合にあってはおおむね10グラム以下、0歳の乳児を対象とする場合にあってはおおむ

ね5グラム以下のものをいう。)を用いて浣腸を施す場合を除く。

#### 第四 支給決定及び地域相談支援給付決定の際勘案すべき事項その他の基本事項

##### 1 支給決定及び地域相談支援給付決定の際に勘案すべき事項を定める趣旨

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年2月28日厚生労働省令第19号。以下「規則」という。）第12条に規定する支給決定の際に勘案すべき事項及び規則第34条の35に規定する地域相談支援給付決定の際に勘案すべき事項（以下「勘案事項」という。）を定める趣旨は、次のとおりである。

##### (1) 障害福祉サービス

###### ① 障害支援区分又は障害の種類及び程度その他の心身の状況

障害支援区分の認定を要する支給申請を行う障害者に対し、介護給付費又は訓練等給付費（特例訓練等給付費を含む。以下同じ。）の支給要否決定を行うに当たっては、申請者の障害支援区分が当該サービスの利用要件に該当しているか否かをまず確認する必要がある。また、障害支援区分が利用要件に該当しており、支給決定を行おうとする場合には、障害支援区分が障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を段階的に区分していることにかんがみ、特に居宅介護等の訪問系サービスについては、その区分を勘案して支給量を定めることが適当である。

NICU等退院直後の医療的ケア児に対し、介護給付費の支給要否決定を行うに当たっては、5領域11項目の調査のみでは、医療的ケア児の障害の程度が通常の発達においても必要である介助等を要する状態であるのか、内部障害等に起因する医療的ケアにより通常の発達を超える介助等を要する

#### 第四 支給決定及び地域相談支援給付決定の際勘案すべき事項その他の基本事項

##### 1 支給決定及び地域相談支援給付決定の際に勘案すべき事項を定める趣旨

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年2月28日厚生労働省令第19号。以下「規則」という。）第12条に規定する支給決定の際に勘案すべき事項及び規則第34条の35に規定する地域相談支援給付決定の際に勘案すべき事項（以下「勘案事項」という。）を定める趣旨は、次のとおりである。

##### (1) 障害福祉サービス

###### ① 障害支援区分又は障害の種類及び程度その他の心身の状況

障害支援区分の認定を要する支給申請を行う障害者に対し、介護給付費又は訓練等給付費（特例訓練等給付費を含む。以下同じ。）の支給要否決定を行うに当たっては、申請者の障害支援区分が当該サービスの利用要件に該当しているか否かをまず確認する必要がある。また、障害支援区分が利用要件に該当しており、支給決定を行おうとする場合には、障害支援区分が障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を段階的に区分していることにかんがみ、特に居宅介護等の訪問系サービスについては、その区分を勘案して支給量を定めることが適当である。

状態であるか否かの判断が困難である。そのため、医療的ケアの判定スコアの調査項目欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である場合は、通常の発達を超える介助等を要するものとして支給決定を行うこととして差し支えない。

また、訓練等給付費の支給対象となる障害福祉サービスに係る支給申請（共同生活援助に係る支給申請のうち、日中サービス支援型指定共同生活援助の利用を希望する場合又は入浴、排せつ若しくは食事等の介護を伴う場合を除く。以下「障害支援区分の認定を要しない支給申請」という。）を行う障害者については、障害支援区分の認定は要さず、障害の種類及び程度を勘案する。その際、当該障害者等の身体障害者手帳や療育手帳、精神保健福祉手帳等に記載されている障害の状況又は疾病名のみに着目するのではなく、障害があるがゆえに日常生活を営むのに支障をきたしている状況等を含めて勘案する。具体的には、障害支援区分の認定を要しない支給申請を行う障害者については、認定調査の調査項目に係る調査をもって障害の程度を含めた心身の状況を把握するとともに、地域におけるサービス資源に限りがあり、利用希望者が定員枠を超えるような場合には、自立訓練（機能訓練・生活訓練）に限り、待機期間のほか、認定調査の調査項目のうち訓練等給付費に関連する項目の調査結果をスコア化し、暫定支給決定の優先順位を考慮する際の参考指標として用いるものとする。（障害児については第三を参照のこと。）

なお、「その他の心身の状況」を勘案する場合とは、当該障害者が医療機関における入院治療が必要なために、障害福祉サービスで対処することが適当でない場合等を想定している。

② 介護を行う者の状況

また、訓練等給付費の支給対象となる障害福祉サービスに係る支給申請（共同生活援助に係る支給申請のうち、日中サービス支援型指定共同生活援助の利用を希望する場合又は入浴、排せつ若しくは食事等の介護を伴う場合を除く。以下「障害支援区分の認定を要しない支給申請」という。）を行う障害者については、障害支援区分の認定は要さず、障害の種類及び程度を勘案する。その際、当該障害者等の身体障害者手帳や療育手帳、精神保健福祉手帳等に記載されている障害の状況又は疾病名のみに着目するのではなく、障害があるがゆえに日常生活を営むのに支障をきたしている状況等を含めて勘案する。具体的には、障害支援区分の認定を要しない支給申請を行う障害者については、認定調査の調査項目に係る調査をもって障害の程度を含めた心身の状況を把握するとともに、地域におけるサービス資源に限りがあり、利用希望者が定員枠を超えるような場合には、自立訓練（機能訓練・生活訓練）に限り、待機期間のほか、認定調査の調査項目のうち訓練等給付費に関連する項目の調査結果をスコア化し、暫定支給決定の優先順位を考慮する際の参考指標として用いるものとする。（障害児については第三を参照のこと。）

なお、「その他の心身の状況」を勘案する場合とは、当該障害者が医療機関における入院治療が必要なために、障害福祉サービスで対処することが適当でない場合等を想定している。

② 介護を行う者の状況

介護を行う者（障害児にあっては保護者）の有無、年齢、心身の状況及び就労状況等を勘案して、介護給付費等の支給を決定する。

特に、短期入所については、その介護を行う者の疾病その他の理由により、居宅（家庭）において介護を受けることが一時的に困難となったことが、支援の要件となっているところである。このため、短期入所に係る介護給付費の支給を決定する際には、介護を行う者の疾病その他の状況が一時的なものか、継続的なものなのかを勘案して、支給期間を決定することになる。ただし、障害者本人の心身の状況等から市町村が特に必要と認める場合には、介護を行う者の状況にかかわらず、障害者本人の理由により短期入所に係る介護給付費の支給を行うことは可能である。

また、障害児に係る居宅介護においては、従来より、重度の障害のため日常生活を営むのに著しく支障がある障害児本人に着目するだけでなく、障害児の属する家庭を対象として、便宜を供与してきたところである。

なお、当該事項は、介護を行う者がいる場合に居宅介護等の介護給付費の支給を行わないという趣旨ではなく、介護給付費の支給に当たっては、介護を行う者の状況に配慮した上で行っていただくよう留意されたい。

NICU 等退院直後の医療的ケア児の属する家庭においては、一般的に在宅移行時における介護者の負担の増加や、医療的ケアのために 24 時間の対応を行っている場合等が想定されることに配慮すること。

③～⑥（略）

(2)（略）

## 2 勘案事項の聴き取り・審査

勘案事項の聴き取りは、まず申請者本人から市町村の職員が行うことが原則となる。ただし、市町村は、認定調査の調査項目の聴き取りも含め、公正・中立

介護を行う者（障害児にあっては保護者）の有無、年齢、心身の状況及び就労状況等を勘案して、介護給付費等の支給を決定する。

特に、短期入所については、その介護を行う者の疾病その他の理由により、居宅（家庭）において介護を受けることが一時的に困難となったことが、支援の要件となっているところである。このため、短期入所に係る介護給付費の支給を決定する際には、介護を行う者の疾病その他の状況が一時的なものか、継続的なものなのかを勘案して、支給期間を決定することになる。ただし、障害者本人の心身の状況等から市町村が特に必要と認める場合には、介護を行う者の状況にかかわらず、障害者本人の理由により短期入所に係る介護給付費の支給を行うことは可能である。

また、障害児に係る居宅介護においては、従来より、重度の障害のため日常生活を営むのに著しく支障がある障害児本人に着目するだけでなく、障害児の属する家庭を対象として、便宜を供与してきたところである。

なお、当該事項は、介護を行う者がいる場合に居宅介護等の介護給付費の支給を行わないという趣旨ではなく、介護給付費の支給に当たっては、介護を行う者の状況に配慮した上で行っていただくよう留意されたい。

③～⑥（略）

(2)（略）

## 2 勘案事項の聴き取り・審査

勘案事項の聴き取りは、まず申請者本人から市町村の職員が行うことが原則となる。ただし、市町村は、認定調査の調査項目の聴き取りも含め、公正・中立

な立場で業務を実施できるものと認められる指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者等に限り委託することができるものとする。また、本人からだけでは十分な聴き取りが困難である場合、本人の状態をよく知っている者（家族のほか、事業所、施設、精神科病院、救護施設等（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第27号）第1条第3号に規定する救護施設等をいう。）、刑事施設等（同条第4号に規定する刑事施設等をいう。）、保護観察所又は地域生活定着支援センター等の担当者を含む。）からも聴き取りを行うなど、その適切な把握に努めることが必要である。

3～5（略）

第五～第七（略）

第八 支給決定又は地域相談支援給付決定の更新

支給決定又は地域相談支援給付決定の有効期間が終了する場合において、支給決定障害者等が引き続き当該障害福祉サービス又は地域相談支援の利用を希望するときは、市町村は、支給決定障害者等からの支給申請に基づき、勘案事項等を勘案した結果、サービスの利用継続の必要性が認められれば、改めて支給決定又は地域相談支援給付決定をすることができる（この支給決定又は地域相談支援給付決定を以下「支給決定又は地域相談支援給付決定の更新」という。）。

支給決定又は地域相談支援給付決定の更新に当たっては、次のことに留意すること。

1（略）

2 支給決定又は地域相談支援給付決定の更新に係る利用期間の取扱い

自立訓練等期限の定めがある訓練等給付費に係る障害福祉サービスなど、次に掲げる支給決定又は地域相談支援給付決定の更新に際しては、標準利用期間

な立場で業務を実施できるものと認められる指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者等に限り委託することができるものとする。また、本人からだけでは十分な聴き取りが困難である場合、本人の状態をよく知っている者（家族のほか、事業所、施設、精神科病院、救護施設等（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第27号）第1条第3号に規定する救護施設等をいう。）、刑事施設等（同条第4号に規定する刑事施設等をいう。）、保護観察所又は地域生活定着支援センター等の担当者を含む。）からも聴き取りを行うなど、その適切な把握に努めることが必要である。

3～5（略）

第五～第七（略）

第八 支給決定又は地域相談支援給付決定の更新

支給決定又は地域相談支援給付決定の有効期間が終了する場合において、支給決定障害者等が引き続き当該障害福祉サービス又は地域相談支援の利用を希望するときは、市町村は、支給決定障害者等からの支給申請に基づき、勘案事項等を勘案した結果、サービスの利用継続の必要性が認められれば、改めて支給決定又は地域相談支援給付決定をすることができる（この支給決定又は地域相談支援給付決定を以下「支給決定又は地域相談支援給付決定の更新」という。）。

支給決定又は地域相談支援給付決定の更新に当たっては、次のことに留意すること。

1（略）

2 支給決定又は地域相談支援給付決定の更新に係る利用期間の取扱い

自立訓練等期限の定めがある訓練等給付費に係る障害福祉サービスなど、次に掲げる支給決定又は地域相談支援給付決定の更新に際しては、標準利用期間

を念頭に置くほか、利用継続の必要性について十分な評価検討を行う必要がある。なお、訓練等給付費の支給要否決定又は地域相談支援給付費の給付要否決定を行う際の認定調査の調査項目に係る調査内容（参考指標としてのスコアを含む。）については、有効期間を特に設定していないが、障害支援区分との均衡を考慮して、最長3年間の範囲内で、支給決定又は地域相談支援給付決定の更新に際し、障害者の心身の状況等に応じて適宜見直しをすることが考えられる。

(1) 訓練等給付費等に係る障害福祉サービス等

① 標準利用期間が設定されているサービス

自立訓練等の標準利用期間が設定されているサービスについては、サービスの長期化を回避するため、標準利用期間を定めるとともに、規則第15条において支給決定期間を1年間（就労移行支援において、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の資格取得を目的とする養成施設を利用する場合は、3年間又は5年間）までとしている。この支給決定期間では、十分な成果が得られず、かつ、引き続きサービスを提供することによる改善効果が具体的に見込まれる場合には、各サービスごとに定められた標準利用期間の範囲内で、1年ごとに支給決定期間の更新が可能である。

なお、標準利用期間を超えて、さらにサービスの利用が必要な場合については、市町村審査会の個別審査を経て、必要性が認められた場合に限り、最大1年間の更新が可能である（原則1回。ただし、自立生活援助については、市町村審査会の個別審査を経て、必要性が認められた場合は回数制限なく更新が可能。）。ただし、就労定着支援については3年間の標準利用期間を超えて更新することはできない。

②～⑥（略）

(2)（略）

を念頭に置くほか、利用継続の必要性について十分な評価検討を行う必要がある。なお、訓練等給付費の支給要否決定又は地域相談支援給付費の給付要否決定を行う際の認定調査の調査項目に係る調査内容（参考指標としてのスコアを含む。）については、有効期間を特に設定していないが、障害支援区分との均衡を考慮して、最長3年間の範囲内で、支給決定又は地域相談支援給付決定の更新に際し、障害者の心身の状況等に応じて適宜見直しをすることが考えられる。

(1) 訓練等給付費等に係る障害福祉サービス等

① 標準利用期間が設定されているサービス

自立訓練等の標準利用期間が設定されているサービスについては、サービスの長期化を回避するため、標準利用期間を定めるとともに、規則第15条において支給決定期間を1年間（就労移行支援において、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の資格取得を目的とする養成施設を利用する場合は、3年間又は5年間）までとしている。この支給決定期間では、十分な成果が得られず、かつ、引き続きサービスを提供することによる改善効果が具体的に見込まれる場合には、各サービスごとに定められた標準利用期間の範囲内で、1年ごとに支給決定期間の更新が可能である。

なお、標準利用期間を超えて、さらにサービスの利用が必要な場合については、市町村審査会の個別審査を経て、必要性が認められた場合に限り、最大1年間の更新が可能である（原則1回）。ただし、就労定着支援については3年間の標準利用期間を超えて更新することはできない。

②～⑥（略）

(2)（略）

(別紙2)

新旧対照表

○「障害児通所給付費等の通所給付決定等について」(平成24年3月30日障発0330第14号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)(抄)

改正後	現行
<p>障発0330第14号 平成24年3月30日 一部改正 障発0329第19号 平成25年3月29日 障発0331第40号 平成26年3月31日 障発0331第24号 平成27年3月31日 障発0329第27号 平成30年3月29日 <u>最終改正障発0331第9号</u> <u>令和3年3月31日</u></p> <p>都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p>厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長</p>	<p>障発0330第14号 平成24年3月30日 一部改正 障発0329第19号 平成25年3月29日 障発0331第40号 平成26年3月31日 障発0331第24号 平成27年3月31日 <u>最終改正障発0329第27号</u> 平成30年3月29日</p> <p>都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p>厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長</p>



障害児通所給付費等の通所給付決定等について

標記については、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）及びこれらの関係法令によって規定しているところであるが、この実施に伴う取扱いは下記のとおりであり、平成 24 年 4 月 1 日より適用することとしたので、御了知の上、貴管内市町村、関係機関等に周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

第一（略）

第二 通所給付決定の方法

障害児については、発達途上にあり時間の経過と共に障害の状態が変化すること、乳児期については通常必要となる育児上のケアとの区別が必要なこと等検討課題が多く、現段階では直ちに使用可能な指標が存在しないことから、障害支援区分は設けていないが、介助の必要性や障害の程度の把握のために、5 領域 11 項目の調査（別表 1）を行った上で支給の要否及び支給量を決定する。

また、NICU 等での集中治療を経て退院した直後の医療的ケア児（以下「NICU 等退院直後の医療的ケア児」という。）については、5 領域 11 項目の調査に加えて医療的ケアの判定スコアの調査（別表 2）における医師の判断を踏まえて支給の要否及び支給量を決定する。ただし、通所給付決定を行う保護者が判定スコアの調査を望まない場合は、これを省略できるものとする。

障害児通所給付費等の通所給付決定等について

標記については、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）及びこれらの関係法令によって規定しているところであるが、この実施に伴う取扱いは下記のとおりであり、平成 24 年 4 月 1 日より適用することとしたので、御了知の上、貴管内市町村、関係機関等に周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

第一（略）

第二 通所給付決定の方法

障害児については、発達途上にあり時間の経過と共に障害の状態が変化すること、乳児期については通常必要となる育児上のケアとの区別が必要なこと等検討課題が多く、現段階では直ちに使用可能な指標が存在しないことから、障害支援区分は設けていないが、介助の必要性や障害の程度の把握のために、5 領域 11 項目の調査（別表）を行った上で支給の要否及び支給量を決定する。

また、放課後等デイサービスの支給決定の際には、厚生労働大臣が定める施設基準（平成 24 年厚生労働省告示第 269 号）に規定する「食事、排せつ、入浴及び移動のうち 3 以上の日常生活動作について全介助を必要とするもの及び別表第 2 に掲げる項目の欄の区分に応じ、その項目が見られる頻度等をそれぞれ同表の 0 点の欄から 2 点の欄までに当てはめて算出した点数の合計が 13

※ 対象児童に該当するか否かの判断に当たっては、必ずしも身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている必要はない。この場合、市町村は、当該児童が療育・訓練を必要とするか否かについて、市町村保健センター、児童相談所、保健所等に意見を求めることが望ましいものとする。

なお、法第 21 条の 6 に係る措置が適当であると市町村が判断した場合にあっては、「措置制度」に基づく障害児通所支援の利用となり、この通知の適用外の扱いとなる。措置が適当と認められる場合として、

- ① 保護者が不在であることが認められ、利用契約の締結が困難な場合
- ② 保護者が障害等の理由により、制限行為能力者又はこれに準ずる状態にある場合
- ③ 保護者が児童の障害を受容できず、児童に悪影響を与えると判断された場合

等が想定されるが、個々の事例に関しては、十分に家庭環境や障害児の発育等を考慮し決定すべきである。また、児童養護施設に措置入所等している障害児についても、障害児通所支援の必要性が認められる場合は、措置に基づく障害児通所支援の利用となる点に留意されたい。当該取扱いの詳細は「里親に委託されている児童が保育所へ入所する場合等の取扱いについて」(平成 11 年 8 月 30 日児家第 50 号)を参照すること。

### 第三 通所給付決定の際勘案すべき事項その他の基本事項

#### 1 通所給付決定の際に勘案すべき事項を定める趣旨

児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号。以下「規則」という。）

第 18 条の 10 に規定する通所給付決定の際に勘案すべき事項（以下「勘案事

点以上であると市町村が認めたもの」についても、併せて決定する。

※ 対象児童に該当するか否かの判断に当たっては、必ずしも身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている必要はない。この場合、市町村は、当該児童が療育・訓練を必要とするか否かについて、市町村保健センター、児童相談所、保健所等に意見を求めることが望ましいものとする。

なお、法第 21 条の 6 に係る措置が適当であると市町村が判断した場合にあっては、「措置制度」に基づく障害児通所支援の利用となり、この通知の適用外の扱いとなる。措置が適当と認められる場合として、

- ① 保護者が不在であることが認められ、利用契約の締結が困難な場合
- ② 保護者が障害等の理由により、制限行為能力者又はこれに準ずる状態にある場合
- ③ 保護者が児童の障害を受容できず、児童に悪影響を与えると判断された場合

等が想定されるが、個々の事例に関しては、十分に家庭環境や障害児の発育等を考慮し決定すべきである。

### 第三 通所給付決定の際勘案すべき事項その他の基本事項

#### 1 通所給付決定の際に勘案すべき事項を定める趣旨

児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号。以下「規則」という。）

第 18 条の 10 に規定する通所給付決定の際に勘案すべき事項（以下「勘案事

項」という。)を定める趣旨は、次のとおりである。

(1) 当該申請に係る障害児の障害の種類及び程度その他の心身の状態

当該障害児の身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳に記載されている障害の状況又は疾病名のみに着目するのではなく、障害があるがゆえに日常生活を営むのに支障をきたしている状況等を含めて勘案する。

NICU 等退院直後の医療的ケア児に対し、障害児通所給付費等の支給要否決定を行うに当たっては、5領域11項目の調査のみでは、医療的ケア児の障害の程度が通常の発達においても必要である介助等を要する状態であるのか、内部障害等に起因する医療的ケアにより通常の発達を超える介助等を要する状態であるか否かの判断が困難である。そのため、医療的ケアの判定スコアの調査項目欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である場合は、通常の発達を超える介助等を要するものとして通所給付決定を行うこととして差し支えない。

なお、「その他の心身の状態」を勘案する場合とは、通所による支援よりも入所による支援や医療機関への入院が適当である場合等を想定している。このような場合に当たるのではないかと考えられるときは、市町村は、申請者の同意を得て当該障害児の主治医等の医療機関に問い合わせるほか、申請書に健康診断書の添付を求めることにより確認を行うこととなる。

(2) 当該申請に係る障害児の介護を行う者の状況

保護者の有無、年齢、心身の状況及び就労状況等を勘案して、入所による支援が適当か、通所による支援が適当か等を判断することを想定している。

項」という。)を定める趣旨は、次のとおりである。

(1) 当該申請に係る障害児の障害の種類及び程度その他の心身の状態

当該障害児の身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳に記載されている障害の状況又は疾病名のみに着目するのではなく、障害があるがゆえに日常生活を営むのに支障をきたしている状況等を含めて勘案する。

なお、「その他の心身の状態」を勘案する場合とは、通所による支援よりも入所による支援や医療機関への入院が適当である場合等を想定している。このような場合に当たるのではないかと考えられるときは、市町村は、申請者の同意を得て当該障害児の主治医等の医療機関に問い合わせるほか、申請書に健康診断書の添付を求めることにより確認を行うこととなる。

(2) 当該申請に係る障害児の介護を行う者の状況

保護者の有無、年齢、心身の状況及び就労状況等を勘案して、入所による支援が適当か、通所による支援が適当か等を判断することを想定している。

なお、当該事項は、保護者がいる場合に障害児通所給付費等の支給を行わないという趣旨ではない。

NICU 等退院直後の医療的ケア児の属する家庭においては、一般的に在宅移行時における介護者の負担の増加や、医療的ケアのために 24 時間の対応を行っている場合等が想定されることに配慮すること。

(3)～(9) (略)

2～4 (略)

第四～第七 (略)

別表 1 調査項目 (5 領域 11 項目)

	項目	区分	判断基準
①	食事	・全介助	全面的に介助を要する。
		・一部介助	おかずを刻んでもらうなど一部介助を要する。
		<u>・介助なし</u>	
②	排せつ	・全介助	全面的に介助を要する。
		・一部介助	便器に座らせてもらうなど一部介助を要する。
		<u>・介助なし</u>	
③	入浴	・全介助	全面的に介助を要する。
		・一部介助	身体を洗ってもらうなど一部介助を要する。
		<u>・介助なし</u>	
④	移動	・全介助	全面的に介助を要する。
		・一部介助	手を貸してもらうなど一

なお、当該事項は、保護者がいる場合に障害児通所給付費等の支給を行わないという趣旨ではない。

(3)～(9) (略)

2～4 (略)

第四～第七 (略)

別表 調査項目 (5 領域 11 項目)

	項目	区分	判断基準
①	食事	・全介助	全面的に介助を要する。
		・一部介助	おかずを刻んでもらうなど一部介助を要する。
②	排せつ	・全介助	全面的に介助を要する。
		・一部介助	便器に座らせてもらうなど一部介助を要する。
③	入浴	・全介助	全面的に介助を要する。
		・一部介助	身体を洗ってもらうなど一部介助を要する。
④	移動	・全介助	全面的に介助を要する。
		・一部介助	手を貸してもらうなど一

			部介助を要する。				部介助を要する。			
			・介助なし							
⑤	行動障害および精神症状	(1)強いこだわり、多動、パニック等の不安定な行動や、危険の認識に欠ける行動。	・ほぼ毎日（週5日以上）の支援や配慮等が必要	調査日前の1週間に週5日以上現れている場合又は調査日前の1か月に5日以上現れている週が2週以上ある場合。	⑤	行動障害および精神症状	・ほぼ毎日（週5日以上）の支援や配慮等が必要	調査日前の1週間に週5日以上現れている場合又は調査日前の1か月に5日以上現れている週が2週以上ある場合。		
		(2)睡眠障害や食事・排せつに係る不適応行動（多飲水や過飲水を含む。）。							・週に1回以上の支援や配慮等が必要	調査日前の1か月に毎週1回以上現れている場合又は調査日前の1か月に2回以上現れている週が2週以上ある場合。
		(3)自分を叩いたり傷つけたり他人を叩いたり蹴ったり、器物を壊したりする行為。	(1)強いこだわり、多動、パニック等の不安定な行動や、危険の認識に欠ける行動。	(2)睡眠障害や食事・排せつに係る不適応行動（多飲水や過飲水を含む。）。						
		(4)気分が憂鬱で悲観的になったり、時には思考力が低下する。								
		(5)再三の手洗いや繰り返しの確認のため日常動作に時間がかかる。								
		(6)他者と交流することの不安や緊張、感覚の過敏さ等のため外出								

	<p>や集団参加ができな い。また、自室に閉じ こもって何もしない でいる。</p>						<p>を含む。)</p> <p>(3) 自分を叩いたり傷つ けたり他人を叩いた り蹴ったり、器物を 壊したりする行為。</p> <p>(4) 気分が憂鬱で悲観的 になったり、時には 思考力が低下する。</p> <p>(5) 再三の手洗いや繰り 返しの確認のため日 常動作に時間がかか る。</p> <p>(6) 他者と交流すること の不安や緊張、感覚 の過敏さ等のため外 出や集団参加ができ ない。また、自室に 閉じこもって何もし ないでいる。</p> <p>(7) 学習障害のため、読み 書きが困難</p>
<p>別表2 医療的ケアの判定スコアの調査</p>				<p>(新設)</p>			
項目	細項目	基本	見守りスコア				

		スコ ア	高	中	低
① 人工呼吸器（鼻マスク式補助換気法、ハイフローセラピー、間歇的陽圧吸入法、排痰補助装置及び高頻度胸壁振動装置を含む。）の管理		10	2	1	0
② 気管切開の管理		8	2		0
③ 鼻咽頭エアウェイの管 理		5	1		0
④ 酸素療法		8	1		0
⑤ 吸引（口鼻腔又は気管内吸引に限る。）		8	1		0
⑥ ネブライザーの管理		3		0	
⑦ 経管栄養	（1）経鼻胃管、胃瘻、 経鼻腸管、経胃瘻腸 管、腸瘻又は食道瘻	8	2		0
	（2）持続経管注入ポン プ使用	3	1		0
⑧ 中心静脈カテーテル の管理（中心静脈栄養、		8	2		0

肺高血圧症治療薬、麻薬等)				
⑨ 皮下注射	(1) 皮下注射 (インスリン、麻薬等の注射を含む。)	5	1	0
	(2) 持続皮下注射ポンプの使用	3	1	0
⑩ 血糖測定 (持続血糖測定器による血糖測定を含む。)		3	1	0
⑪ 継続的な透析 (血液透析、腹膜透析等)		8	2	0
⑫ 導尿	(1) 間欠的導尿	5	0	
	(2) 持続的導尿 (尿道留置カテーテル、膀胱瘻、腎瘻又は尿路ストーマ)	3	1	0
⑬ 排便管理	(1) 消化管ストーマの使用	5	1	0
	(2) 摘便又は洗腸	5	0	
	(3) 浣腸	3	0	
⑭ 痙攣時における座薬挿入、吸引、酸素投与又は迷走神経刺激装置の		3	2	0



作動等の処置					
<p>(注)</p> <p><u>「⑬ 排便管理」における「(3) 浣腸」は、市販のディスポーザブルグリセリン浣腸器(挿入部の長さがおおむね5センチメートル以上6センチメートル以下のものであって、グリセリンの濃度が50%程度であり、かつ、容量が、成人を対象とする場合にあってはおおむね40グラム以下、6歳以上12歳未満の小児を対象とする場合にあってはおおむね20グラム以下、1歳以上6歳未満の幼児を対象とする場合にあってはおおむね10グラム以下、0歳の乳児を対象とする場合にあってはおおむね5グラム以下のものをいう。)を用いて浣腸を施す場合を除く。</u></p>					